業務名（業務コード）	輸入申告変更事項登録（ＩＤＡＯ１）

| 項番 | 欄 | 項目名 | ID | 属性 | 桁 | 繰Ｉ | 繰２ | 条件（海上） | | |

業務名（業務コード）	輸入申告変更事項登録（１ＤＡ０１）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰Ｉ	繰２	条件（海上） 申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	申告等種別Ｒ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（航空） 申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｙ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	申告等種別Ｒ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式
39		貨物個数	NO	n	8			F	F	F	－	F	F	F	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	－	C	W	W	輸入貨物情報ＤＢ		（１）小数点以下は入力不可 （２）個数で表現できない場合は便宜「１」を入力 （３）航空で、申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｙ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ①通常申告または本申告後である ②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある
40		個数単位コード	NOT	an	3			M	M	M	－	M	X	X	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	X	X	X	X	包装種類コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２１号・英字）		
41		貨物重量（グロス）	GW	n	10			F	F	F	－	F	F	F	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	－	C	W	W	輸入貨物情報ＤＢ		（１）海上の場合 整数部６桁まで、小数点以下第３位まで入力可 （２）航空の場合 ①小数点以下第１位まで入力可 ②申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｙ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ・通常申告または本申告後である ・最初蔵入等承認年月日欄に入力がある ・郵便物である旨の入力がある
42		重量単位コード（グロス）	GWT	an	3			M	M	M	－	M	M	M	貨物情報ＤＢ	M	M	M	M	－	M	W	W	輸入貨物情報ＤＢ	数量単位コード（ＵＮ／ＥＣＥ勧告第２０号・英字）	航空の場合、以下のとおりであること ①「ＴＮＥ」の入力不可 ②申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｙ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ・通常申告または本申告後である ・最初蔵入等承認年月日欄に入力がある ・郵便物である旨の入力がある
43		記号番号	MRK	an	140			C	C	C	－	C	C	C	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	－	X	X	X			海上の場合、申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること
44		積載船舶コード	VSC	an	9			C	C	C	－	C	C	C	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	－	X	X	X			海上の場合、以下のとおりであること ①貨物情報ＤＢに登録されている積載船舶コードが「９９９」の場合は、必須入力 ②申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ③貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力
45		積載船（機）名	VSN	an	35			C	C	C	－	C	C	C	①船舶ＤＢ ②貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	－	C	W	W	輸入貨物情報ＤＢ（予備申告の場合は補完しない）		（１）海上の場合 ①システムから補完されない場合に入力 ②システムから補完される積載船（機）名が、申告すべき船（機）名と異なる場合に入力 ③申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ④貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）航空の場合 ①システムから補完されない場合に入力 ②通常申告または本申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること ③航空会社コード（２桁）、フライトナンバー（４桁）、スラッシュ（１桁）、日付（ＤＤＭＭＭ）の体系で入力すること （例）ＡＢ０００１／０１ＪＡＮ
46		入港年月日	ARR	n	8			C	C	C	－	C	C	C	貨物情報ＤＢ（予備申告の場合は補完しない）	C	C	C	C	－	C	W	W	輸入貨物情報ＤＢ（予備申告の場合は補完しない）		（１）海上の場合 ①申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合で、通常申告または本申告が行われているまで、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること②貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）航空の場合 通常申告または本申告が行われている場合で、郵便物でない場合は、システムから補完後に必須であること
47		船（取）卸港コード	DST	an	3			F	F	F	－	F	C	C	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	－	C	C	C	輸入貨物情報ＤＢ（予備申告の場合は補完しない）	国連ＬＯＣＯＤＥ（国名２桁を除く３桁）	（１）海上の場合 貨物到着前輸入申告扱いの場合で、仮陸揚貨物の場合は必須入力 （２）航空の場合 通常申告または本申告が行われている場合で、補完されない場合は、必須入力
48		積出地コード	PSC	an	5			F	F	F	－	F	C	C	貨物情報ＤＢ	C	C	C	C	－	C	C	C	輸入貨物情報ＤＢ	国連ＬＯＣＯＤＥ	（１）国名コード「ＪＰ」及び「ＺＹ」は入力不可 （２）航空で、申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｙ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ①通常申告または本申告後である ②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある
49		積出地名	PSN	an	20			F	F	F	－	F	C	C		C	C	C	C	－	C	C	C		国連ＬＯＣＯＤＥ（積出地コード）	（１）コード化されていない積出地の場合に、積出地を入力 （２）航空で、申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｙ」、「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」、「Ｐ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」である場合で、以下のいずれかを満たす場合は、システムから補完後に必須であること ①通常申告または本申告後である ②最初蔵入等承認年月日欄に入力がある ③郵便物である旨の入力がある
50		貿易形態別符号	BOK	an	3			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C		貿易形態別符号	（１）統計計上を要する貨物の場合に入力 （２）ＢＰ承認後の変更事項登録の場合は変更省略可 （３）申告等種別「Ｇ」の場合は、入力不可
51		コンテナ扱い本数	CDC	n	3			C	C	C	－	C	X	X	貨物情報ＤＢ	X	X	X	X	－	X	X	X			（１）コンテナ扱いで通関する場合に入力 （２）コンテナ扱いで通関する場合で、システムで補完する場合は入力しない （３）コンテナ扱いで通関しない場合は、「０」を入力（システムで補完しない）
52		戻税申告識別	RTD	an	1			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			関税定率法第１９条の３（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）に係る申告を行う場合に「Ｘ」を入力
53		輸入貿易管理令第３条等識別	WU	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			輸入管理令第３条に係る公表を行う告示に該当する場合に、その旨をコードで入力 Ｗ：ワシントン条約付属書Ⅰ～Ⅲに該当する輸入許可書または各種証明書等を取得している場合 Ｏ：公表を行う告示三－８（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、写しによる提出が認められているもの Ｔ：公表を行う告示三－８（通関時確認品目）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、Ｗ及びＣ以外のもの Ｇ：公表を行う告示三（三－８を除く）の規定により税関に提出すべき書類がある場合で、Ｗ以外のもの Ｋ：その他、公表を行う告示に係る証明等を税関に提出する場合 Ｕ：輸入貿易管理令別表第１の第２０号に該当するため、税関に提示する国際連合教育科学文化機関が発行したユネスコクーポン配給証明書を提出する場合 Ａ：その他
54		輸入承認証添付識別	IL	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			（１）輸入承認証を添付する旨をコードで入力 Ｆ：輸入承認証（無為替） Ｉ：輸入承認証（有為替、または無為替及び有為替両方がある場合） （２）申告等種別が「ＨＪ」または「ＮＪ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、入力不可
55		内容点検等結果	N4	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	C	C	C	－	C	C	C			内容点検または書類確認をした場合に、その旨をコードで入力 Ａ：異常なし Ｂ：異常あり Ｃ：確認依頼
56		税関調査用符号	CI	an	5			C	C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C	C			税関が指示した場合に、指定されたコードを入力
57		他法令コード	OL_	an	2	5		C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C		他法令コード	（１）関税法第７０条関係の許可承認書等を添付する場合または他法令手続の証明をシステムにより行う場合は、他法令をコードで入力 （２）同一コードの重複がないこと
58		共通管理番号	KNO	an	10			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			（１）当該輸入申告等に係る他法令手続が既に行われ、共通管理番号を取得している場合であり、その他法令手続の証明をシステムにより行う場合に入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可
59		食品衛生証明識別	FD	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			（１）食品衛生法に係る他法令手続の証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１届出のみの場合） ２～９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９届出の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
60		植物防疫証明識別	PL	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			（１）植物防疫法に係る他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
61		動物検疫証明識別	AN	an	1			C	C	C	－	C	C	C		C	X	C	C	－	C	C	C			（１）以下の他法令手続きの証明をシステムにより行う場合に、その旨をコードで入力 ①家畜伝染病予防法 ②狂犬病予防法 ③感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 （２）複数のＢ／Ｌ番号が入力されている場合は、入力不可 Ｙ：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（１申請のみの場合） ２～９：他法令手続の証明をシステムにより行う場合（２～９申請の場合） Ｎ：他法令手続の証明をシステムにより行う旨を取消す場合
62		輸入承認証等識別	S_	an	4	10		C	C	C	C	C	C	C		C	X	C	C	C	C	C	C		輸入承認証等識別コード	（１）申告等種別が「ＨＪ」、「ＮＪ」、「ＪＪ」、「ＰＪ」、「Ｔ」、「Ｖ」または「Ｒ」の場合は、「ＨＫＡＴ（包括審査扱い受理番号）」の入力不可 （２）申告等種別が「ＨＪ」または「ＮＪ」の場合で、品目コードが６桁で入力されている場合は、以下のコードの入力不可 ①「輸入承認証番号」に係るコード ②「事前確認書号」に係るコード （３）申告等種別が「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、または「Ｇ」の場合は、「ＫＡＮＳ（関税割当証明書番号（システム））」の入力不可
63		輸入承認証書号等	N_	an	20	*		M	M	M	M	M	M	M		M	X	M	M	M	M	M	M			

業務名（業務コード）	輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）

項番	欄	項目名	ID	属性	桁	繰Ｉ	繰２	条件（海上） 申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	申告等種別Ｒ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	条件（航空） 申告等種別Ｃ／Ｆ	申告等種別Ｙ	申告等種別Ｈ／Ｎ	申告等種別Ｊ／Ｐ	申告等種別Ｔ／Ｖ	申告等種別Ｓ／Ｍ／Ａ／Ｇ	申告等種別Ｋ／Ｄ／Ｕ／Ｌ／Ｂ／Ｅ	申告等種別Ｒ	入力がない場合の補完項目（数字は優先順位）	コード	入力条件／形式
64		インボイス識別	IVI	an	1			M	C	M	M	M	C	M		M	M	C	M	M	M	M	M			
65		電子インボイス受付番号	IVZ	an	10			C	C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C	C			（１）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」が入力された場合は、電子インボイス受付番号を必須入力 （２）インボイス識別に「Ｃ」または「Ｄ」以外が入力された場合は、入力不可
66		インボイス番号	IVJ	an	35			C	C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C	C			
67		インボイス価格区分コード	IPI	an	1			C	C	C	C	C	C	C		C	C	C	C	C	C	C	C			インボイス価格（インボイスに代わる書類による価格を含む。以下同様）の条件をコードで入力 Ａ：有償貨物についてのインボイス価格 Ｂ：無償貨物についてのインボイス価格 Ｃ：有償貨物についてのインボイス価格に、無償についての価格を加えた価格 Ｄ：上記以外の価格
68		インボイス価格条件コード	IP2	an	3			M	M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M	M		価格条件コード	
69		インボイス通貨コード	IP3	an	3			M	M	M	M	M	M	M		M	M	M	M	M	M	M	M		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	
70		インボイス価格	IP4	n	18			M	X	M	M	M	M	M		M	M	X	M	M	M	M	M			（１）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （２）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可
71		運賃区分コード	FRI	an	1			C	X	C	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C	C			（１）関税定率法第４条の６（関税定率法施行令第１条の１３第２項第６号に掲げる運延貨物は除く）に基づく場合に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄にＦＯＢ価格に対応するコードの入力があること （２）申告等種別コードが「Ｉ」の場合は「Ｃ」は入力不可 Ａ：Ｂ／Ｌ／ＡＷＢ（ＨＡＷＢ）上の運賃金額（チャージコレクト） Ｂ：Ｂ／Ｌ／ＡＷＢ（ＨＡＷＢ）上の運賃の一部で、インボイス価格に対応する分の運賃 Ｃ：内取分の運賃（内取通関で手作業により算出した運賃） Ｅ：インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっている場合の差額運賃 関税定率法第４条の６（航空運送貨物に係る課税価格の決定の特例）に基づく場合 なお、以下の「Ｉ」から「Ｆ」及び「９」については、運賃及び保険料を自動計算 「Ｆ」から「Ｈ」及び「Ｊ」から「Ｎ」、「Ｂ」については、運賃非課等に基づき運賃及び保険料を入力 １、Ｆ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第１号に掲げる寄贈物品 ２、Ｇ：関税定率法第４条の６に掲げる無償の見本 ３、Ｈ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第２号に掲げるニュース写真等 ４、Ｊ：関税定率法第４条の６に掲げる災害救助用の物品等 ５、Ｋ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第３号に掲げる航空機用品等 ６、Ｌ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第４号に掲げる携帯品等 ７、Ｍ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第５号に掲げる別送品等 ８：関税定率法施行令第１条の１３第２項第６号に掲げる遅延貨物 ９、Ｎ：関税定率法施行令第１条の１３第２項第７号に掲げる修繕または取替貨物
72		運賃通貨コード	FR2	an	3			C	X	C	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C	C		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	
73		運賃	FR3	n	16			M	X	M	M	M	M	M		M	M	X	M	M	M	M	M			（１）運賃区分コード欄に「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」、「Ｅ」、「Ｆ」、「Ｇ」、「Ｈ」、「Ｊ」、「Ｋ」、「Ｌ」、「Ｍ」、「Ｎ」が入力された場合は、必須入力 （２）運賃区分コード欄に「１」、「２」、「３」、「４」、「５」、「６」、「７」、「８」、「９」が入力された場合は、任意入力 （３）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （４）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可
74		保険区分コード	INI	an	1			C	X	C	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C	C			インボイス価格条件にＣ＆Ｉ価格またはＣＩＦ価格が入力された場合は入力不可 Ａ：個別の保険 Ｂ：包括保険 Ｃ：保険明細不明（保険料を自動計算） Ｄ：無保険 Ｅ：保険明細不明（運賃率表等に基づき保険料を入力）
75		保険通貨コード	IN2	an	3			C	X	C	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C	C		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	保険区分に個別保険を入力した場合に、保険通貨コードを入力
76		保険金額	IN3	n	14			M	X	M	M	M	M	M		M	M	X	M	M	M	M	M			（１）保険区分に個別保険を入力した場合に、保険料を入力 （２）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （３）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可
77		包括保険番号	IN4	an	8			C	X	C	C	C	C	C		C	C	X	C	C	C	C	C			保険区分に包括保険を入力した場合に、包括保険番号を入力 なお、包括保険番号に枝番がある場合（保険料率が品名により分かれている場合）は、包括保険番号に枝番を付与し入力
78		評価区分コード	VDI	an	1			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			（１）評価すべき事項がある場合に、評価する条件をコードで入力 （２）申告貨物のすべてに包括評価申告を適用する場合は、入力不可 ０：評価申告のないもの ５：申告貨物の一部に包括評価申告を適用または複数の包括評価申告を適用するもの ６：個別評価申告を適用するもの ７：特殊関係が取引価格に影響をあたえないもの ２：包括評価申告を適用するもので、システムに未登録または登録済みであって輸入包括評価申告ＤＢが更新されていないもの
79		包括評価申告受理番号	VN_	an	12	3		C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			（１）包括評価申告を適用する場合に、包括評価申告受理番号を入力 （２）９桁以内であること
80		評価補正区分コード	VLI	an	3			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			課税価格の算出について、評価申告等の関係から包括評価申告受理番号欄の入力のみでは算出不可能な場合に、評価補正のための関連情報をコードで入力 （１）評価結論が非標準式または個別評価で補正式の入力がない場合 ＡＤ：補正額を加算 ＳＢ：補正額を減算 ＩＰ：ＩＰ基礎（評価申告があるが補正なしの場合） ＤＰ：予計算による課税価格の総額を入力 （２）評価結論が標準式であるが、インボイス価格、運賃及び保険料の入力により補正ができない場合 ＥＸＷ：ＥＸＷ価格 ＦＯＢ：ＦＯＢ価格 Ｃ＆Ｆ：Ｃ＆Ｆ価格 Ｃ＆Ｉ：Ｃ＆Ｉ価格 ＦＡＳ：ＦＡＳ価格 （３）インボイス価格条件コード欄に「ＦＯＢ」、「Ｃ＆Ｆ」、「Ｃ＆Ｉ」、「ＣＩＦ」以外の入力があった場合は「ＤＰ」を必須入力 （４）包括評価申告受理番号の繰返し２回目以降を入力した場合、必須入力
81		評価補正基礎額通貨コード	VL2	an	3			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C		通貨コード（ＩＳＯ４２１７・英字）	
82		評価補正基礎額	VL3	n	18			M	X	M	M	M	M	M		M	X	X	M	M	M	M	M			（１）評価補正額、評価補正基礎額または予計算による課税価格の総額を入力 （２）通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、小数点以下第２位まで入力可 （３）通貨コードが「ＪＰＹ」の場合は、小数点以下は入力不可
83		評価補正補正式	VL4	an	11			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			（１）個別評価申告を適用する場合で、かつ、評価申告結論が標準式の場合は、補正式を入力 （２）補正式は、「補正基礎価格条件×補正率」で入力 （３）補正基礎価格条件はコードで入力 （４）補正率は分数で入力し、分子と分母の間を「／」で区切る ＥＸＷ：ＥＸＷ価格 ＦＯＢ：ＦＯＢ価格 Ｃ＆Ｆ：Ｃ＆Ｆ価格 Ｃ＆Ｉ：Ｃ＆Ｉ価格 ＣＩＦ：ＣＩＦ価格 ＦＡＳ：ＦＡＳ価格 ＩＰ　：ＩＰ価格
84		事前教示（評価）	JKH_	an	7	2		C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			事前教示（評価）番号を７桁で入力
85		課税価格按分係数合計	TP	n	18			C	X	C	C	C	C	C		C	X	X	C	C	C	C	C			（１）システムで算出する課税価格按分係数合計によらず、按分計算の課税価格按分係数合計を指定する場合に必須入力 （２）小数点以下第２位まで入力可
86		最初蔵入等承認年月日	ISD	n	8			X	X	X	X	C	M	M		X	X	X	X	X	C	M	M			（１）既に蔵入、移入または総保入承認を受けた貨物について、最初に蔵入承認、移入承認または総保入承認を受けた日を入力 （２）蔵入等承認申請が複数ある場合は、最初に蔵入等承認を受けた日を入力する （３）下記の条件であること 最初蔵入等承認年月日＜システム日 （４）申告等種別「Ｇ」の場合は、入力不可 （５）申告等種別「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」の場合は、以下の条件を満たすこと ①本業務実施前に入力がなかった場合は、入力されていないこと ②本業務実施前に入力があった場合は、入力されていること
87		蔵入等先保税地域コード	SWC	an	5			X	X	X	X	M	X	X		C	C	C	C	X	M	X	X		保税地域コード	（１）申告等種別「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、「Ｇ」の場合は、蔵入等先保税地域を入力 （２）申告等種別「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、「Ｇ」の場合で、併せ通送なしの場合は、以下のいずれかの保税地域コードを入力 ①通関予定蔵置場コード欄に入力したコードと同じ保税地域コード ②同一許可内の保税地域コード ③総合保税地域内の保税地域コード ④コード化されていない蔵入等先保税地域の場合は「９９９９」を入力し、蔵入等先保税地域名を記事欄に入力 （３）申告等種別「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、「Ｇ」以外の場合は、到着即時輸入申告扱いまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る搬入予定場所を入力（航空のみ） （４）申告等種別「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」、「Ｇ」以外の場合で、到着即時輸入申告扱いの本申告が行われている場合は、入力不可（貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く）（航空のみ） （５）到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コード及び貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードは入力不可

| 業務名（業務コード） | 輸入申告変更事項登録（ＩＤＡＯ１） | | |